

虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について（通達）

令和6年2月27日 佐本生企発第78号、佐本捜二発第22号、佐本組対発第52号
関係所属長あて

本通達は、市町村に疑わしい養子縁組の届出がなされた場合、法務局が調査をするとともに、必要に応じて警察に情報提供を行うこととなっていることを踏まえ、関係所属に対し、当該情報提供等の仕組みを示すとともに、その実施に係る指示を行ったものである。